

物 件 調 書

物 件 番 号	1	
価 格	8, 697, 000円	27, 200円／㎡
所 在 地	下呂市湯之島字松葉162番2、165番8	
現 況 地 目	宅地	
登 記 簿 地 目	宅地	
実 測 地 積	319. 76㎡	
公 簿 地 積	319. 76㎡	
水道(上水道給水区域内)	給水施設 無	※引込に関する手続き、費用については、下呂市上下水道料金センター(0576-52-2003)でご確認ください。
下水道(下水道処理区域内)	公共樹 無	
交 通 機 関	JR下呂駅まで 約1. 2km	
最 寄 の 公 共 機 関	市役所下呂庁舎まで 約1. 1km 下呂小学校まで 約1. 7km 下呂中学校まで 約2. 0km	
特 記 す べ き 事 項	非線引都市計画区域 用途地域:商業地域(80／400)	
そ の 他 事 項	・現況有姿での引き渡しとなります。必ず事前に現地及び近隣状況をご確認ください。 ・既設構造物(スチール製の塀等)が設置された状態での引き渡しです。 ・地下埋設物及び地質(地盤)調査は行っていません。 ・水道、下水道を引込みする場合は別途水道加入金と下水道分担金が必要になります。	

物件 1 : 下呂市湯之島字松葉 1 6 2 番 2 外 1 筆

物件 2 : 下呂市湯之島字松葉 1 6 2 番 4 外 1 筆



【物件1・2】湯之島字松葉162番2外1筆、湯之島字松葉162番4外1筆





2024/06/28 14:50 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成19年6月25日	不動産番号	2005005558189
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	下呂市湯之島字松葉				余白
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
162番2	宅地	519:00		余白	
余白	余白	493:98		③162番2、162番3に分筆	
		:		〔平成4年4月7日〕	
余白	余白	余白	:	管轄転属により登記	
			:	平成19年6月25日	
余白	余白	236:31		③錯誤	
		:		③162番2、162番4に分筆	
		:		〔令和2年2月21日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成1年2月3日 第712号	原因 平成1年1月24日交換 所有者 益田郡下呂町 順位3番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成19年6月25日
2	所有権移転	平成26年2月6日 第1355号	原因 平成16年3月1日合併 所有者 下呂市

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



2024/06/28 14:50 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成19年6月25日	不動産番号	2005005558196
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	下呂市湯之島字松葉				余白
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
165番8	宅地	65:38		余白	
余白	余白	余白	:	管轄転属により登記	
			:	平成19年6月25日	
余白	余白	83:45		③錯誤	
			:	〔令和2年2月21日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成4年4月14日 第2381号	原因 平成4年3月31日売買 所有者 益田郡下呂町 順位3番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成19年6月25日
2	所有権移転	平成26年2月6日 第1355号	原因 平成16年3月1日合併 所有者 下呂市

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。